広告募集案内【企画提案募集】
（冊子共同作成スポンサー募集仕様書）

市内 18 区版のお悔やみハンドブックの共同作成スポンサーとなる事業者を以下のとおり募集します。

■募集概要

名　　称	お悔やみハンドブックの作成
内　　容	区役所等における死亡に伴う手続について、手続の種類や内容、持ち物等、必要な情報をまとめた冊子を作成して、御提供くださるスポンサーを募集します。
規　　格 （大きさ等）	1　掲載内容 (1)　手続の名称 (2)　手続期限 (3)　持ち物 (4)　受付窓口（課名） (5)　手続に関する付随情報（区役所以外の手続等） ※(1)～(4)については、窓口サービス課と調整の上、事業者様にて 18 区それぞれの窓口手続を整理し、市民の方にわかりやすいよう、冊子（ハンドブック）の内容を調整していただきます。なお、窓口手続の整理にあたっては、各区 web ページで掲載している横浜市お悔やみハンドブックを参考にしていただきますが、必要に応じて所管課等への調査をお願いいたします。 (5)については、お悔やみに関連する区役所以外の手続等を調査のうえ、記載内容について御提案ください。 ○横浜市お悔やみハンドブック（鶴見区版） https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/madoguchi-shisetsu/kuyakusho/annai/okuyami.files/0010_20261013.pdf ※「○○区　お悔やみハンドブック」と検索していただくと、各区役所の web ページにて、各区のお悔やみハンドブックを御確認いただけます。 2　仕様 (1)　大きさ：Ａ４判 (2)　色　数：４色 (3)　ページ数：50 ページ以内を想定 (4)　種　類：18 種（１区１種×18 区分） (5)　更　新：配布期間中に内容の時点更新やページの追加が必要となる可能性があります。配布期間中、１、２回程度の差し替え（複数回の納品のうち、次の納品のタイミングでの差し替え）を想定しています。 (6)　納　品：保管場所のスペースに限りがあるため、配布期間中に複数回（２、３か月に１回程度を想定）にわけての納品をお願いします。 １回目：16,800 部程度 ２回目：15,800 部程度 ３回目：15,800 部程度 ４回目：15,000 部程度 完成データについては、データ版（PDF、PowerPoint、イラストレーター等）も提供すること。なお、広告ページ以外の全てのページは、横浜市に帰属または、共同保有とし、横浜市の自主発行となった場合は、使用権を許諾してください。

次頁あり

募　集　数	63,400 部程度を想定（18 種合わせて） ※内訳は事業者決定後に協議して決定します。
配 布 期 間	令和９年４月１日～令和 10 年３月（無くなり次第終了）
配 布 方 法 （対象者、場所等）	各区役所で死亡届を出された方及び区庁舎内の「お悔やみ窓口」の利用者に配布 （年間死亡者数（令和７年中）：約 41,000 名（１区あたり約 1,000-3,000 名） ※お悔やみ窓口とは…亡くなった方や御遺族の状況に応じて必要な手続を抽出し、申請書作成の補助や関係する課への案内等を行う専用窓口のことです
納 入 期 限	初回納入期限：令和９年３月 31 日まで（予定）、納品数：16,800 部程度 初回以降の納品日、納品数は別途調整します。
納 入 方 法	１　冊子（お悔やみハンドブック） 18 区役所内の指定する場所へ納品 ２　データ 横浜市市民局窓口サービス課宛てにメールにて提出
広告掲載可能 ス ペ ー ス （ご提供できるメリット）	・裏表紙裏 ・広告掲載ページ（ページ数については事業者決定後協議して決定します。）

■申込み、選定のスケジュール

申 込 期 間	令和８年 11 月 10 日（火）～令和８年 12 月１日（火）
提案内容評価	令和８年 12 月上旬～中旬
選定結果通知	令和８年 12 月中旬～下旬

■申込手続

申 込 条 件	広告代理店のほか、広告主の募集及び対応を行える事業者のお申込みも可能です。
申 込 方 法	令和８年 12 月１日（火）午後５時 00 分までに、広告企画書を下記申込み・お問合わせ先まで持参、電子メール又はＦＡＸ等（郵送の場合は必着）でご提出ください。
広告企画書 記 載 事 項	評価項目・評価基準に適した事業者であることが分かるよう、下記について企画書に記載してください。 なお、公平性を期するために事業者名を伏せて審査を行うため、事業者名は１部の表紙にのみ記載し、残りの提案書には記載しないでください。 （事業者名をマスキング（黒塗り等）して提出していただいても構いません） (1) 市にとっての経費縮減効果（冊子作成にかかる費用）及びその算出根拠 (2) 発行までのスケジュール（校正含む） (3) 台割など全体の構成 (4) お悔やみハンドブックの編集方針 (5) 広告営業方針（広告内容の審査方法及び広告主の調整） (6) 過去３年間の他自治体における同内容業務の実績 ※成果物を求める場合があります (7) 他自治体におけるお悔やみ手続関連の業務実績（お悔やみ窓口の運営、お悔やみ手続の案内業務等） (8) その他本事業を行うにあたっての独自提案 （利用者にとって分かりやすく役立つ情報とするための独自工夫、使いやすさの工夫・提案）

次頁あり

■選定手続

評価項目・評価基準	(1) 市にとっての経費縮減効果（物品の製作にかかる費用）及びその算出根拠 市にとって十分な経費縮減効果があるか。 (2) 発行までのスケジュール（校正含む） 編集・校正の手順が適正であり、広告審査も含めて、妥当なスケジュールになっているか。 (3) 台割など全体の構成 全体構成が、利用者にとってわかりやすく役立つものとなることが見込めるか。 (4) お悔やみハンドブックの編集方針 利用者にとってわかりやすく役立つものとなることが見込めるか。 (5) 広告営業方針（広告内容の審査方法） 市の広告関連規程を十分に理解し、広告主の調整、広告内容の審査が適切に行われることが見込める方針であるか。 (6) 過去３年間の他自治体における同内容業務の実績 ※成果物を求める場合があります 過去３年間の同種業務の実績があるか。 (7) 他自治体におけるお悔やみ手続関連の業務実績 冊子を編集するにあたり、お悔やみ手続関連の知識をもつ従事者の体制が整っているか。 (8) 独自性・アイデア 利用者にとって分かりやすく役立つ情報を提供するための工夫、使いやすさの工夫がなされているか。
評価方法	○横浜市市民局に設置する「お悔やみハンドブックの作成」広告事業選考会（以下、「選考会」という。）において、上記評価項目に従い、広告企画書に記載された提案内容を、事前に定めた採点方法により総合的に評価します。 ○評価の結果、最も優れた提案を行った申込者を掲載予定者として選定し、冊子の作成についての交渉を行います。 ※申込者が１者であった場合にも、最低基準を満たすことについての評価を行います。最低基準を満たす提案がない場合は、再度募集を行います。 同点となった場合は、選考会の会長が決定します

■広告掲載にあたっての留意点

広告の条件	○広告原稿内に広告である旨を明記してください。 ○横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準その他の広告関連規程を遵守してください。 ○広告内容は、お悔やみ（死亡）に関するものとしてください。（相続、お墓、仏壇、遺品整理等）
物品の製作等	○広告内容（広告主、掲載内容等）については、事前に横浜市で確認を行います。原稿は修正が入ることを考慮に入れた上で、窓口サービス課に提出してください。初校確認には、２週間程度の日数がかかることを考慮し、スケジュールを組んでください。

次頁あり

■申込み・お問合わせ先

担当課名	横浜市市民局窓口サービス課　和田・西尾
所 在 地	横浜市中区本町６丁目 50-10
TEL／FAX	TEL　045-671-2177　　／FAX　045-664-5295
Ｅメール	e-mail　sh-madoguchi@city.yokohama.lg.jp

様式Ｃ－７

年　　月　　日

広告企画書（企画提案募集）

横浜市長

次のとおり企画内容を提案します。

<table>
<tr><td rowspan="8">申込者</td><td colspan="2">所　在　地</td><td>〒　　－</td></tr>
<tr><td colspan="2">ふりがな
名　称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">代表者職名・氏名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">担当者</td><td>部署名</td><td></td></tr>
<tr><td>ふりがな
氏名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">連絡先</td><td>TEL/FAX</td><td></td></tr>
<tr><td>Ｅメール</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">業種・事業内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ホームページURL</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">広告主</td><td colspan="2">所在地</td><td>〒　　－</td></tr>
<tr><td colspan="2">ふりがな
名　称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">代表者職名・氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">業種・事業内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ホームページURL</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">申込内容</td><td colspan="2">募集対象事業名称</td><td colspan="2">お悔やみハンドブックの作成</td></tr>
<tr><td colspan="2">物品提供等
に係る経費</td><td colspan="2">＿＿＿＿千円（概算）

※横浜市として経費縮減効果額を算定するための参考として使わせて頂きます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">企画詳細</td><td colspan="2">別紙企画書添付（様式は自由）
※広告募集案内の「広告企画書記載事項」を必ず記載してください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集</td><td>有
・
無</td><td>⇒有の場合（該当するものにチェックしてください）
□名前　□住所　□電話番号　□E-mail　□年齢
□性別　□その他（　　）
●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」」　　）
●収集規模（「例：アンケート配布数　○部」　　）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3">・横浜市の広告関連規程を遵守します。
・横浜市暴力団排除条例 第２条第２号から第５号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。
・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。
・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。</td></tr>
</table>

※　ご記入いただいたＥメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。　（　希望する　・　希望しない　・　登録済　）